㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県津山市加茂町公郷字押ケタワ二一七九の九〇、二一七九の二〇六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字押ケタワ二一七九の九〇・二一七九の二〇六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県苫田郡鏡野町黒木字ミヤマカゲ九六三の二から九六三の四まで、字タワ九六五の二
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県高梁市川上町七地字ヲゴロザカ四五五の二、字小松原四四八、四四九、字池ノ窪四四二の二、字家ノ上一二四の二、川上町仁賀字後田五五七七の四、五五七七の五、字広間谷東六三六九、字ししのくそ六二二〇の三、字吉本尻り六一六三の二、字ならの木六一四八の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県高梁市川上町三沢字家ノ奥二三〇〇の二、字ダサイマヘ二三五七の二、二三五八の二、字矢平谷二三六〇の三、字中矢平谷二三六一の三、字中矢平谷田ノ上へ二三六二の二、字矢平下タ二三六三の二、字野垣内ノ下タ二四〇八の二、字上垣内後口二四二八の二、川上町地頭字新屋ケ市二三七の二、二三八の二、二三九の二、二四一、二四二の三、二四四の一、二四五、二四六、二四七の一、二四七の二、二四八の一から二四八の三まで、二五一の二、二五一の四から二五一の八まで、字寺ノ前二五〇、川上町七地字後口谷二五一二の三、二五一三の二、字殿山尻り二八四三、字越山二八四一の二、三二二〇、字フロノ谷二八三九の二、字風呂ノ谷二八四〇の二、字イザザ四六一の二、四六一の三、字大塚一二九八から一三〇〇まで、字ヲゴロザコ四五八の二、字土橋五五二の三、字仏姓免六一二の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県高梁市川上町三沢字丸小山三八八二の二、三八八二の四（国有林）、字草田向三八八三の二、三八八四の二、三八八四の三（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県高梁市川上町三沢字丸小山三八八二の二、三八八二の四（国有林）、字草田向三八八三の二、三八八四の二、三八八四の三（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県高梁市川上町三沢字丸小山三八八二の二、三八八二の四（国有林）、字草田向三八八三の二、三八八四の二、三八八四の三（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県高梁市川上町三沢字丸小山三八八二の二、三八八二の四（国有林）、字草田向三八八三の二、三八八四の二、三八八四の三（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）